

Info 下水道の供用区域を拡大

3月31日(日)から、下水道の供用区域を別図のとおり拡大します。区域内でくみ取りトイレのあるご家庭は3年以内に、浄化槽を設置しているご家庭はすみやかに下水道への接続をお願いします。

排水設備工事について

宅地内の下水道接続工事は、必要な技術を習得している町指定の工事に依頼してください。工事費用は個人でご負担いただけます。

下水道接続のための助成制度

下水道接続工事費用を無利子で融資す

る制度や、接続の際に不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する費用の一部を補助する制度があります。

下水道使用料

下水道使用料は水道使用量を基準に算出します。井戸水などの地下水を使用している場合は使い方によって使用水量が決まりますので、お問い合わせください。

下水道使用料のお支払い方法

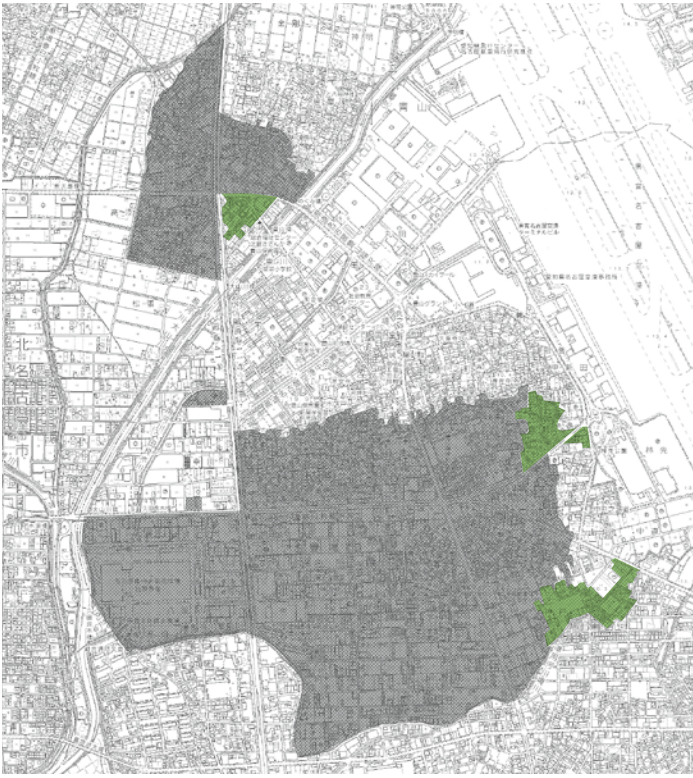
使用料は水道料金と一緒に2か月ごとに口座納付などにより納めていただけます。

▼問合せ 建設課下水道係

供用開始区域図

平成31年3月31日から新たに供用を開始した区域

供用を開始している区域



☎ 28・0940

排水設備指定工事店の追加

排水設備指定工事店の届出がありましたのでお知らせします。

下水道に接続するための宅地内の排水設備工事は、指定工事店でなければ行うことはできませんのでご注意ください。

▼追加工事店 まるなか住建(愛西市町方町北前66番地1)

▼問合せ 建設課下水道係
☎ 28・0940

Info 浄化槽の設置費を補助

浄化槽を新たに設置される方に予算の範囲内で先着順に費用の一部を補助します。

▼補助対象 次の全てを満たす場合

- ① 下水道の事業計画区域外であること
- ② 工事着手前に申請すること
- ③ 10人槽以下の浄化槽であること
- ④ 自己の居住用であること
- ⑤ 浄化槽法の構造基準や国庫補助指針に適合する浄化槽であること

▼補助金額

- ▽5人槽 7万5千円
- ▽6、7人槽 9万円
- ▽8、10人槽 11万円

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎ 28・0916

Info 固定資産税の縦覧・閲覧と納期

平成31年度の固定資産税の縦覧と閲覧

を次のとおり行います。

縦覧とは、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較して、適正かどうかを帳簿により確認していただく制度です。閲覧とは、納税者本人が所有する土地や家屋について、課税台帳に登録された内容を確認していただく制度です。

縦覧・閲覧とも住所・氏名などが確認できるもの(運転免許証など)と印鑑をお持ちください。代理の場合は委任状も必要です。借地借家人の方は賃貸借契約書を提示していただくことにより、閲覧のみできます。

納税通知書の発送は4月1日(月)、第1期・前納の納期限は5月7日(火)です。

▼縦覧

▽とき 4月1日(月)～5月7日(火)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

▽ところ 役場1階4番窓口税務課

▽手数料 無料

▼閲覧

▽とき 4月1日(月)～2020年3月31日(火)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝休日、年末年始は除く)

▽ところ 役場1階4番窓口税務課

▽手数料 1件200円。ただし、縦覧期間中は無料です。

▼問合せ 税務課課税係 ☎ 28・2434